

令和4年8月

保護者の皆様

とも認定こども園

令和3年度における施設型給付費等の額について（ご報告）

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第14条第1項の規定により、令和3年度中に、本園が、法定代理受領（※）した施設型給付費等の額について、ご報告いたします。（昨年度の実績をご報告するものであり、追加の給付や利用者負担の支払い等が生じるものではありません。）

令和3年度中の本園における子ども1人当たりの施設型給付費等の額は、下表の「公定価格（年額）」から、お支払いいただいた利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。

<公定価格（年額）>

（単位：円）

教育時間認定		
満3歳児	3歳児	4・5歳児
－	4,122,900	3,913,620

（単位：円）

保育標準時間認定				保育短時間認定			
0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
2,389,240	1,359,640	748,360	543,400	2,349,880	1,320,280	711,280	506,320

（注）この額は、一年を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、年の途中に入退所した子どもについては、在籍期間に応じた額となります。なお、年齢区分は、令和3年度当初における子どもの年齢を参照してください。（例えば、年度中途に2歳から3歳になっても、当該年度中は1・2歳児の額が適用されることになります。）

なお、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、副食費徴収免除対象の子どもについては、上記の額に加えて、教育認定の場合は各月の給食実施日数に225円を乗じた額、保育認定の場合は月額4,500円が支払われています。

※「法定代理受領」について

本園における子どもの教育・保育に要する費用は、国が定めた「公定価格」により決定されており、その一部を「保育料」として保護者からお支払いいただいた上で、残りの金額は「施設型給付費等」として、市から本園に支払われています。

この「施設型給付費等」は、本来、給付認定を受けた保護者に対して支払われる個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、子ども・子育て支援法に基づき、保護者に代わって本園が受領しており、この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。